

第 15 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

| | | |
|----------------------|------------------------------------|---|
| 開催日 | 平成27年1月19日(月) | |
| 場所 | 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室 | |
| 出席委員氏名 | 委員長 松島 桂樹(法政大学大学院デザイン工学研究科 客員教授) | |
| | 委員 稲生 信男(東洋大学国際地域学部国際地域学科 教授) | |
| | 委員 長村 彌角(公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー) | |
| 抽出案件 | 6 件 | (備考) 抽出案件の審議のほかに、少額随意契約の状況及び低入札案件の状況について説明を行い、その後質疑を行った。 |
| (内訳) | | |
| 一般競争契約 | 4 件 | |
| 指名競争契約 | 0 件 | |
| 随意契約 | 2 件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

(別紙)

| | |
|--|---|
| 1. 平成 26 年度における契約の現状について 会計検査院側より、契約の現状について説明を行った。 | |
| 意見・質問 | 回 答 |
| なし | |
| 2. 案件の審議 後納郵便料を含む 6 件を審議した。 審議の内容は次のとおりである。 | |
| 意見・質問 | 回 答 |
| <u>(1) 後納郵便料 (随意契約)</u> ・ 会計検査院から送付する文書は一般信書で送付しなければならないのか。 | ・ 全ての文書ではないが、一般信書に該当する文書は「郵便法」又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」に基づき本契約で送付しなければならない。 |
| <u>(2) 次期決算確認システム(国有財産)ハードウェア調達支援業務 (一般競争契約)</u> ・ 1 者応札となっているが、事前提出資料が多いからではないか。 ・ 1 者応札にならないような工夫は何かあるか。 | ・ 本件において、特別に多くの事前提出資料を提出することは求めておらず、複数者の応札がある他の案件と同程度である。 ・ 21年3月に取りまとめ、公表した会計検査院における「1 者応札・1 者応募に係る改善方策」についてに基づく取り組みを行っているが、他省庁の取り組みなどを参考にすることで、更なる改善の可能性について引き続き検討を行う。 |
| <u>(3) 平成 26 年度逐次刊行物の購入 (随意契約)</u> ・ 本件とは別契約の「定期刊行物の購入」に含まれないのは何故か。 | ・ 従来、各出版元から直接購入してきたものを、業務の効率化を目的として、取りまとめて購入することとした。本契約で調達する書籍は定期刊行物と比べて取扱うことができる者が限られるため、契約を別にした。 |

(4) 次期一元的な文書管理システム導入に係る支援
(操作説明等) (一般競争契約)

・作業従事者に情報システム開発等のプロジェクトを統括した経験のある者という要件を求めているが必要となる理由は何か。

・本要件はプロジェクトマネージャーに対する要件であり、本件業務を円滑に実施するために、プロジェクトの統括経験は必要なものである。

(5) 学術論文誌校正等業務及び翻訳等業務(派遣業務)
(一般競争契約)

・1者応札となっている理由はなにか。

・本件業務は、派遣業務の中でも、派遣労働者が限られる業務であり、入札時点において本院以外との契約で、派遣労働者の派遣先が既に決まっていたことなどから、例年は複数者参加しているものの、結果として1者応札となったものであると考えている。

(6) 会計検査院王子書庫補強材巻付け工事 (一般競争契約)

・変更契約が行われているが、変更内容は妥当であったのか。

・仕様書等の設計図書で示した施工条件と実際の現場条件が相違していたことなどから、請負者と協議の上、施工方法を変更するなどしたものであり、契約変更を行ったことについては妥当であるとする。

3. その他